

監 査 報 告 書

学校法人 八洲学園
理事長 和田公人 殿
評議員会 議長 殿

私たち学校法人八洲学園の監事は、私立学校法第37条第4項及び寄附行為第7条第2項の定めに基づき、平成16年度（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）の財産の状況及び理事の業務の執行を監査いたしました。その結果につき下記の通り報告いたします。

1. 監査の方法

監事は理事会その他の重要な会議に出席するほか、理事等から事業の報告を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、主要な関係部署において業務及び財産の状況を調査し計算書類につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 計算書類、すなわち、資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）は、会計帳簿の記載と合致し、法令及び寄附行為に従い法人の資金・消費収支の状況及び財産を正しく示していると認めます。
- (2) 理事の業務の執行に関しては、不正の行為がなく、かつ、法令及び寄附行為違反する重大な事柄は認められません。

平成17年5月10日

学校法人 八洲学園

監事 木村 哲男

監事 上田 実